

第2回木材利用促進研究会 議事概要

日時: 令和4年5月17日(火)

10:00~12:10

場所: 岐阜県全建総連厚生会館
3階中会議室

1 開会

2 あいさつ

[伊藤 県産材流通課長]

(あいさつ) ~略~

3 議事

●委員自己紹介

(田口委員、岡田委員 自己紹介)

~略~

●木材利用促進条例案について

[説明 (古沢 県産材流通課木造建築推進室長)]

(資料1により説明)

~略~

○新条例と他条例との関係整理について (資料25~26頁)

特に質問無し

○目的、ビジョンについて (資料6~7頁)

[村岡 委員]

目的、ビジョンは条例全体の哲学を示すものである。

第1回に議論されたことが言葉となって、網羅されていると考える。

○条例の柱について (資料8~10頁)

[桂 委員]

関係者の役割について、京都府を参考にされていると思われるが、関係者が多く幅が広がると、役割がぼやけてしまうのではないか。

[渡辺 委員]

森林所有者の条文はこれでよいと思うが、森林所有者に対し林業事業者等が森林施業の説明等する際に、森林の機能等について理解されていない森林所有者もおられ、この書きぶりで伝

わるかという疑問はある。

林業事業者について、木材安定取引協定に基づきとあるが、協定は中小事業者には関係性が薄いのではないか。また、山の木材から建築される住宅までサプライチェーンの構築が重要ではないか。

[吉田 委員]

木材産業事業者、建築事業者の立場で意見を述べるが、役割分担はこの区分でよいのではないかとと思われる。

条文については、踏み込んだ内容になっており、やる気が感じられた。

動画など、今後は文書で見せる以外の手段や工夫が重要であると思われる。

一点、建築関係事業者の役割のみ「人材の育成」が書かれているが、どの関係者でも「人材の育成」は重要ではないか。

[横井 委員]

木材産業事業者の立場で意見を述べると、役割について文書ではこうなるが、実際サプライチェーンの構築をどのように進めるかということが重要であると思われる。

木材利用を進めるためには、山から木が出てこないことには始まらないため、森林所有者の役割が重要・課題であり、森林所有者の役割にどう踏み込むかというのがポイントではないか。

地域森林管理支援センター等を活用した、市町村への森林管理の委託について踏み込めないか。

[伊藤 県産材流通課長]

森林づくり基本条例との関係もあり、どこまで書き込めるかというのは検討事項である。

[村岡 委員]

森林所有者の役割で、「森林の有する多面的機能の重要性を認識し、」とあるが、多面的機能を一言で済ませてあるが、日本学術会議の答申の20以上の機能のうち、どれに該当するかという視点も必要ではないか。

[福永 委員]

建築関係事業者の立場で意見を述べると、条文の記載内容はこれでよいと思われる。

しかし、関係者の役割の順番や先ほどの3つの基本理念の順番については、検討が必要ではないか。

また、役割も重要であるが、それぞれの連携も重要であると思われる。

[伊藤 県産材流通課長]

条文の案の関係者の役割については、法律を参考に記載しているところであるが、まずは県民があって、その後木材の安定供給という考え方もあり、検討を行う。

連携については、資料13頁において、関係者の連携強化を説明させていただくが、関係者

の役割になかに入れることも検討させていただく。

[田口 委員]

関係者の役割については、それぞれの役割の明確化であり、安定取引協定等の細かいワードは必要ないのではないか。

原案では建築をメインとした木材利用の書きぶりとなっていると感じた。

その他事業者は、県産材の利用だけでなく、新用途等の開発とかそういったワードを入れてもよいのではないか。

村岡委員が発言された森林の多面的機能については、森林所有者は認識するという程度でよいと思うが、機能の発揮を実現するのは誰かという記載がないため、あってもよいかと感じた。

改正前の国の法律では、木材利用の義務化にかかる条文が多かったと思われるが、今回の条例は木材利用の義務化の条文が少ないのではないか。

[伊藤 県産材流通課長]

資料10頁で説明する「県産材利用方針」において、木材利用の目標値を定めることとしている。

[桂 委員]

こういった条例を検討する際には、目的の検討→手段（施策）の検討→目的の再検討→手段（施策）の再検討というプロセスが重要であると考えます。

条例の位置づけの一案として森林づくり基本条例の木材利用に係る部分を具体化することも可能なのではないか。

[岡田 委員]

家具メーカーはその他事業者という位置づけになるかと思われるが、連携や普及啓発といった役割は対応することが可能である。

家具メーカーは県民に近いところにあるため、普及啓発といった役割は意義があるのではないか。

[後田 委員]

基本理念の順番については、福永委員と同様で、検討が必要でないかと感じた。

連携と役割は背中合わせであり、連携があつて役割が決まってくるのではないかと。

サプライチェーンの記載について、木材産業事業者の役割までとなっており、建築関係事業者の役割に記載がないが、建築関係事業者にとっても重要であると思われる。

建築関係では、職人が急激に減っており危機的な状況にあるが、条文では「木造建築技術の継承」などきれいな書きぶりになってしまっており、それぞれの現状が反映されていないのではと感じた。

小学校で環境教育を行うことがあるが、子どもが山の木を伐つてはいけないと認識している場合があり、県民の木材利用に係る理解が重要であると考えます。

○木材の安定供給について（資料 1 1 頁）

〔伊藤 県産材流通課長〕

ここからは、県が実施する施策に係る条文の案となり、今後の予算措置等についても関係してくる条文となる。

〔田口 委員〕

安定供給の促進について、森林所有者に係る部分は「（１）森林資源の利用及び再生産を図るための森林の整備に関すること。」という理解でよいか。

〔渡辺 委員〕

「（２）県産材の生産に係る基盤の整備、森林施業の集約化及び林業機械の高度化に関すること。」という記載について、こういった文面は従前から各種の計画等で記載されているが、これまでもなかなか進まない事項であり、行政のサポートを含め、記載内容を検討する必要があるのではないか。

〔伊藤 県産材流通課長〕

木材生産については、森林づくり基本条例との関係整理を検討する。

〔吉田 委員〕

木材の需要促進と安定供給は表裏一体である。

「（３）の県産材の安定供給の促進に関すること。」に需要の開拓のことを書き込んではどうか。

○サプライチェーンの構築・強化について（資料 1 2～1 3 頁）

〔横井 委員〕

条文は成り立っているが、サプライチェーンを実際に構築するとなると、難しいのが現状である。

安定取引協定以外の、手段が必要なのではないか。

〔後田 委員〕

サプライチェーンがどうつながっているか見えると理解ができるため、サプライチェーンの見える化が必要であり、サプライチェーンというのはそもそもどういったものかという表現の工夫がいるのではないか。

〔田口 委員〕

サプライチェーンの強化は当然必要であると思うが、サプライチェーンというワードを条例に必ずしも書かなければならないのか。

地域や参加者により、サプライチェーンの形は変わってくるものであると考える。

[吉田 委員]

条例について、最低限実施しなければならないことを書くのか、それとも目指すべき目標を書くものなのか。

そもそも安定取引協定というのは、レベルが高いものであり、手段を書く必要があるのか。

[桂 委員]

サプライチェーンの構築は山から消費者までのものとなるのか。

また、トヨタ自動車のかんばん方式のようなものか、数字の見える化程度に留めるのかといった検討も必要なのではないか。

[伊藤 県産材流通課長]

条例については、未来に向けて制定するものであり、岐阜県の条例の特徴を出す必要もあると考えており、表現については検討を行う。

○木材安定取引協定について（資料 14～15頁）

[田口 委員]

条例制定の目的は、「脱炭素社会の構築」か「県産材の利用促進」か。

[伊藤 県産材流通課長]

木材利用を通じた脱炭素社会の構築がゴールである。

資料 18 頁で説明するが、二酸化炭素固定量の認証等について、この条例で位置付けるほか、固定量に応じた補助制度についても検討していきたい。

[田口 委員]

そうであれば、「木づかい宣言」よりも「脱炭素」を前面に打ち出した宣言がよいのではないか。

[伊藤 県産材流通課長]

木材利用促進協定（木づかい宣言）の中に、二酸化炭素固定量の目標を盛り込むことについても検討を行う。

○人材育成、相談体制の整備について（資料 16～17頁）

[横井 委員]

林業の人材育成の施策はどういったものを考えているか。

[田口 委員]

地域森林監理士の活用について条例に入れられないのか。

[伊藤 県産材流通課長]

森林づくり基本条例のテリトリーである林業の部分について、どこまでこの条例に取り込むか整理を行う。

[田口 委員]

林業の部分が森林づくり基本条例のテリトリーであるなら、木材利用促進に重きを置いた条例にすべきではないか。

[福永 委員]

木造建築マイスターなど、県が実施する研修について、より多くの建築士に受講してもらうため、建築士会などを通じた受講の義務化等を検討してはどうか。

また、研修の受講のみで、大型の建築物の設計は困難なため、大型の建築物を手掛ける設計士への受講の働きかけなどを検討してはどうか。

○普及啓発について（資料18～19頁）

[村岡 委員]

3つの条例案のつながりが重要であると考える。

また、「県産材の利用促進に関する」の部分については、「県産材の利用促進を通じた脱炭素社会の構築に関する」など、新条例の高次の目的である脱炭素社会の構築に関するワードを入れてはどうか。

[後田 委員]

表彰の「取組み」とはどういったものか。

[伊藤 県産材流通課長]

これまで木材利用が進んでいなかった施設等での木材利用などを想定している。

また、新用途の開発等も該当すると思われる。

○その他（意見、質問等）について（資料20頁）

特に意見等無し

○他法令等との関係整理について（資料21～24頁）

[伊藤 県産材流通課長]

現在21頁の構成をベースに条例の構成を検討しているが、本日の意見を踏まえ、項目立てを検討し、第3回の研究会の際にお示ししたい。

[田口 委員]

木材利用の部分をぜひ項目立てしていただきたい。

[伊藤 県産材流通課長]

木材のカスケード利用の位置づけで、バイオマスの項目立て等を検討している。

4 閉会

[伊藤 県産材流通課長]

(あいさつ)